

水道料金・下水道使用料について

〔水道料金〕

伊豆の国市の水道料金の、「基本加入分担金」と「水道料金」は下記の表のとおりになります。 これからも安心・安全な水を安定して供給するため、ご理解をいただけますようお願いいたします。

基本加入分担金〔新規‧增径時〕 令和元年 10 月以降

【税込】

| 口 径 | 金額 |
|-----------|-------------|
| 13 mm | 38,500 円 |
| 20 mm | 99,000円 |
| 25 mm | 154,000 円 |
| 30 mm | 231,000円 |
| 40 mm | 429,000円 |
| 50 mm | 682,000 円 |
| 75 mm | 1,650,000円 |
| 100 mm | 2,970,000 円 |
| 150 mm 以上 | 管理者が定める額 |

※「基本加入分担金」は、水道を新たに引いたり、口径を大きくしたりする申込時にのみ発生します。

【税込】

水道料金〔2ヶ月税込金額〕 令和元年 10月以降

1. 基本料金

| 口径 | 金 額 |
|----------|----------|
| 13 mm | 924 円 |
| 20 mm | 1,562 円 |
| 25 mm | 2,090 円 |
| 30 mm | 2,882 円 |
| 40 mm | 4,708 円 |
| 50 mm | 8,888 円 |
| 75 mm | 18,040 円 |
| 100 mm | 30,360 円 |
| 150 mm以上 | 69.256 円 |

2. 従量料金(1 ㎡につき)

【税込】

| 2.731 | |
|------------------|----------|
| 使 用 水 量 | 金 額 |
| 1 m³∼ 20 m³ | 56.10円 |
| 21 m³∼ 100 m³ | 67.10 円 |
| 101 m³∼ 500 m³ | 78.10 円 |
| 501 m³∼1, 000 m³ | 89.10 円 |
| 1, 001 m³∼ | 100.10 円 |

<mark>臨時用</mark>(工事等で一時的に使用するもの)

1 ㎡につき 220 円

〔 水道料金:口径13mm・使用水量が2ヶ月で75 mmの場合の計算例〕

1. 基本料金 (1) 924円 ※口径によって異なります。

2. 従量料金 ② 1, 122 円 = 20 m ($1 \sim 20 \text{ m}$) × 56.10 円

③ 3, 690. 5 円 = 55 m^3 (21~80 m³) × 67.10 円

水道料金 5,736 円(①+②+③) ※小数点以下切り捨て



〔下水道使用料〕

伊豆の国市の下水道を使用されている方につきましては、水道料金の請求時に下水道使用料も合わ せてご請求させていただきます。下水道使用料は下記の表のとおりです。

下水道使用料〔2ヶ月税込金額〕 令和5年4月以降

【税込】

| | 区分 | | 金 額 |
|-------------------|-------|---------|----------|
| 一般汚水 基本料金 超過料金 | 20㎡まで | 2,596 円 | |
| | 超過料金 | 1 ㎡につき | 129. 8 円 |
| 営業用 | 温泉汚水 | 1 ㎡につき | 61. 6 円 |

※基本料金には 20 m³までの使用料が含まれており、一般汚水の超過料金は,使用水量が 20 m³を超えた分について発生します。

〔下水道使用料:使用水量が2ヵ月で75 m3の場合の計算例〕

- 1. 基本料金 ① 2,596 円 (20 ㎡まで)
- 2. 超過料金 ② 7, 139. 0 円 = (75 m³-20 m³) × 129.8 円

下水道使用料 9,735.0円(①+②) → 9,730円 ※10円未満切り捨て

〔お問合せ先〕

■水道料金・下水道使用料の納付、口座振替及び水道の使用開始・中止等に関すること 伊豆の国市上下水道お客様センター 14055-948-2919

■上記以外に関すること

伊豆の国市 都市整備部 水道課 TEO55-948-2911

下水道課 16.055-948-2920

■〒410-2292 伊豆の国市長岡340-1 伊豆の国市役所 伊豆長岡庁舎別館 1F